平成２１年（フ）第４００号
群馬県富岡市神成131番地５
債務者　井上　貴代（旧姓山野）
１　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第１２５８号
埼玉県北本市東間２丁目129番地４
債務者　君崎　栄子（旧姓佐藤）
１　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１４０１号
埼玉県朝霞市朝志ケ丘４丁目13番28号
債務者　中山　千秋
１　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第２０９号
千葉県山武郡大網白里町下ヶ傍示509番地38
債務者　八角佳代子
１　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第２１１号
千葉県山武郡大網白里町富田1637番地
債務者　矢部　悦弘
１　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第２４７号
川崎市多摩区堰３丁目17番３―102号
債務者　北村　紀子
１　決定年月日時　平成21年10月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第５７０号
川崎市高津区久末1938番地１久末表Ｂ―１―602
債務者　竹内千賀子
１　決定年月日時　平成21年10月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第５７４号
川崎市中原区下小田中３丁目１番33―402号
ボヌール常和
債務者　千島　秀一
１　決定年月日時　平成21年10月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第５７９号
川崎市多摩区長尾５丁目４番17号　ドミールⅠ番館103
債務者　曽我　幸代（旧姓立野）
１　決定年月日時　平成21年10月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第６１２号
川崎市川崎区大島４丁目１番17号　パルグランデ203
債務者　善場　　馨
１　決定年月日時　平成21年10月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第６１７号
川崎市宮前区神木本町２丁目７番６―101号
長尾住宅
債務者　篠崎　信一
１　決定年月日時　平成21年10月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第６１９号
川崎市宮前区有馬４丁目３番９―101号　アミニティー鷺沼
債務者　大隅　好二
１　決定年月日時　平成21年10月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第６２３号
川崎市川崎区中瀬３丁目９番20号
債務者　小森　　誠
１　決定年月日時　平成21年10月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第６２４号
川崎市川崎区中瀬３丁目９番20号
債務者　小森　律子
１　決定年月日時　平成21年10月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第６２６号
川崎市宮前区南平台10番22―506号
債務者　眞鍋　　武
１　決定年月日時　平成21年10月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第６２７号
川崎市宮前区南平台10番22―506号
債務者　眞鍋マリアアニー
１　決定年月日時　平成21年10月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第６３１号
川崎市幸区塚越２丁目196番地５
債務者　桐生　恵里
１　決定年月日時　平成21年10月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第６６１号
川崎市麻生区千代ヶ丘２丁目３番地１　千代ヶ丘荘103
債務者　原　　鋭
１　決定年月日時　平成21年10月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係